平成２６年（フ）第５２９号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目16番11―304号
債務者　荒川　拓磨
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金﨑　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９７２号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2565番地４　ミキハウス102
債務者　辻　　岳人
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４号
長崎県長崎市万屋町２番23号　モンパルト万屋602、申立時の住所長崎県西彼杵郡時津町西時津郷203番地８　ファミールⅠ101、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷765番地１　バリュージュアンＢ201
債務者　城山　理恵
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　竜之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
長野市大字北堀439番地１　鈴木アパート
債務者　三井　　武
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有吉美知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
山口県防府市仁井令町２番１号
債務者　藤本さおり
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
宮崎市波島２丁目14番18号
債務者　近藤　慶子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金丸　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３２３号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目５番１―405号
債務者　スナックともこと　福田たま江
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３６号
横浜市神奈川区神奈川１丁目６番地17
債務者　原島喜久子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅葉　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２号
奈良県天理市川原城町393番地１
債務者　川北眼鏡時計店こと　川北　昌博
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皐月　宏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１６号
島根県益田市中島町イ1035番地、前住所神奈川県座間市相模が丘５丁目28番26―203号　フレンドポート相模が丘
債務者　波田地広司
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽柴　貴宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第９６０号
札幌市東区東苗穂14条２丁目20番21号
債務者　上島　考司
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1093番地、住民票上の住所長崎県西彼杵郡時津町左底郷1289番地
債務者　本多　昭二
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
愛知県犬山市松本町３丁目83番地　グレイス小杉202
債務者　イタリア料理イルクオーレこと　藤田　盛宏
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　晴男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５１７号
大阪府富田林市甲田２丁目18番32―801号
債務者　吉井　宏一
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２５号
堺市中区深井清水町1722番地25
債務者　山崎工業こと　山崎　英幸
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係